

スマイルサポーターにないませんか？

宮城県では、県が管理する道路や河川・ダムでボランティアによる美化活動を行う個人や企業、団体を「スマイルサポーター」として認定するアドプト制度を推進しています。地域の皆様や、企業様、団体様の積極的な参加をお待ちしています。

アドプト制度とは

アドプト(adopt)とは英語で「養子縁組をする」という意味です。アドプト制度とは地域の人々が道路や河川の里親となり、我が子のように愛情をもって面倒を見る(=美化する)もので、アメリカで生まれました。

宮城県のアドプト制度として、道路のスマイルロード・プログラムが平成13年、河川・ダムのスマイルリバー・プログラムが平成15年から始まっています。

スマイルサポーターの仕組み

県が管理する道路や河川・ダムで、定期的に清掃や緑化作業などの美化活動を、ボランティアで行うもので、活動前にスマイルサポーターと市町村、宮城県の3者でお互いの役割分担を盛り込んだ覚書を結びます。

県の役割

ボランティア保険に加入し、万が一の場合に備えます。

また、サポーターの名前入り表示板を設置するほか、ホームページなどでその活動をPRするとともに、道路や河川・ダムの利用者のマナー向上を図ります。

市町村の役割

ごみの処分やごみ袋の提供などの支援をお願いしています。

また、情報提供など県と連携してサポーターの活動をバックアップします。

スマイルサポーターQ&A

Q.個人でもなれるの？

A. 道路の場合は個人でも可能です。河川・ダムの場合は、5人以上の団体(NPO、町内会、商工会等)または企業に限られます。

Q.活動区間や活動回数に決まりはあるの？

A. 対象区間については、道路の場合、個人は100m、団体は500m程度を目安とし、河川・ダムの場合は、100m以上の活動をお願いしています。

また、活動回数については、道路の場合、年4～6回程度を目安とし、河川・ダムの場合は年2回以上の活動をお願いしています。

Q.認定されるとどのようなメリットがあるの？

A. 県が設置する表示板や、活動状況の土木事務所ホームページ掲載などのPRにより、社会貢献活動が地域に広く認められるほか、何よりも自分たちの活動に”やりがい”が生まれ、地域コミュニティ等が活性化されます。

Q.花の苗や肥料、消耗品などは支給してもらえるの？

A. 申し訳ありませんが、花の苗や肥料、消耗品などは支給できません。

Q.申込みにはどんなものが必要なの？

A. サポーター認定申込書、実施予定表、構成員、名簿、団体の規約等を提出していただきます。

Q.認定までの流れは？

A. 認定申込後に県と市町村とで協力体制等についての協議を行います。

その後、サポーターと県及び登米市の3者で覚書を締結し、サポーター認定書を交付します。

Q.認定後には何か手続きが必要なの？

A. 認定期間は年度末までの最大1年間となっています。翌年度以降も継続して活動いただける場合は、継続実施予定表を提出していただきます。

Q.サポーターをできなくなったら？

A. なんらかの事情で活動ができなくなった場合には、協議の上覚書を解除することとなります。また「休止」という形も検討していただきます。

■問い合わせ先

県管理道路又は河川での活動

宮城県 北部土木事務所
栗原地域事務所 行政班
☎0228-22-2174

県管理ダム周辺での活動

宮城県 栗原地方ダム総合事務所
管理第一班
☎0228-56-2233



スマイルロード



スマイルリバー